

原爆症6カ月以内に審査

被爆者援護へ迅速化

厚労省

厚生労働省は、二〇一六年度の被爆者援護施策を拡充し、医療特別手当の支給要件を定めた原爆症認定の審査期間を原則六カ月以内に迅速化したり、放射線降下物を含む「黒い雨」の体験者に対する新たな相談事業を創設したりする方針を固めた。関連経費を一六年度予算の概算要求に盛り込む。

厚労省の調査では、被爆「た」ことが判明。同省は、七二どの要請を受けており、被爆者の平均年齢が一四年度末一月に自民党の議員連盟から爆者の高齢化が一層進む状況を踏まえ、対応を検討してきた。

ただ被爆者の間には、爆心地からの距離などに基づき制限を設けた現行認定制度の抜本改革を求める声が根強く、国にはさらなる対応が求められる。

厚労省によると、原爆症認定に関しては、審査基準の一部緩和などに伴う申請数の増加などで審査期間が六カ月―一年程度かかっており、事務作業を見直すことで原則六カ月以内に審査を終えるようにするという。

また黒い雨に関しては、広島で被爆者健康手帳が交付される「健康診断特別区域」外で浴びた人を対象に、巡回や戸別訪問による相談事業を始め、相談会場までの交通費も助成する方針。ほかに、被爆者の子どもである「被爆二世」に対し

て自治体に委託して実施している健康診断の項目に、血液がん多発性骨髄腫の検査を追加。さらに「被爆建物」の保存に向けた支援や、被爆被害の発信を目的とした海外での原爆展開催などにも取り組む構えだ。

厚労省の担当者は取材に「被爆者の高齢化を重く受け止め、議連からの要望も考慮してできるだけ多くの施策の実現に努力したい」としている。

出典：東京新聞 2015年8月5日付